

学校において予防すべき感染症の出席停止期間の基準

分類	病 名	出席停止の基準	
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ 等	治癒するまで	
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等の感染症を除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで	ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときはこの限りではない
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで	
	麻疹(はしか)	発しんに伴う発熱が解熱後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後 2 日を経過するまで	
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎			
第三種	その他の感染症 感染性胃腸炎、サルモネラ感染症・カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症・肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑(りんご病)、RS ウイルス感染症、EB ウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、带状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A 型肝炎、B 型肝炎、伝染性膿痂疹(とびひ)、伝染性軟属腫(水いぼ)、アタマジラミ症、疥癬、皮膚真菌症 等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※ 学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができるもの。必ず出席停止を行うべきというものではない。 </div>	

インフルエンザは、保護者が記載する「インフルエンザ治癒報告書」を提出してください。
基準より前に登校する場合は、医師の記載による「登校許可証明書」が必要です。